



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*67 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則
(健康推進課)..... 1

規 則

和歌山県規則第67号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年7月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（平成11年和歌山県規則第71号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第15条第5項」を「第15条第8項」に改める。

第8条第1項中「含む。）」の次に「及び第46条第1項」を加え、同条第2項中「含む。）」の次に「及び第46条第2項」を加え、同条第3項中「及び第4項」及び「並びに法第46条第1項及び第4項」を削り、同条第4項中「及び法第46条第2項」を削り、同条第5項中「法第19条第5項」の次に「（法第26条の規定において準用する場合を含む。）」を加える。

第10条中「第25条第4項」の次に「（法第26条の規定において準用する場合を含む。）」を加える。

別記第6号様式を次のように改める。

別記第6号様式 (第4条関係)

指定届出機関に係る同意書

和歌山県知事 様

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第14条第1項の規定による指定届出機関の指定について、当医療機関は、これに同意します。

年 月 日

(病院又は診療所)
所在地

名称

開設者の住所
(法人の場合は、法人の住所)

開設者の氏名
(法人の場合は、法人の名称並びに
代表者の職名及び氏名)



別記第8号様式から別記第48号様式までを次のように改める。

別記第8号様式 (第4条関係)

指 定 届 出 機 関 辞 退 届

和歌山県知事 様

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 14 条第 1 項の規定により指定届出機関の指定を受けたことについて、同法第 14 条第 4 項の規定により、指定を辞退します。

年 月 日

(病院又は診療所)
所在地

名称

開設者の住所
(法人の場合は、法人の住所)

開設者の氏名
(法人の場合は、法人の名称並びに
代表者の職名及び氏名)

㊞

別記第9号様式 (第4条関係)

指定届出機関指定取消通知書

第 年 月 日
号

(名前)

和歌山県知事 氏 名 印

年 月 日付けで感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号) 第14条第5項の規定に基づき下記理由により指定を取り消します。

記

指定の取消理由

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告 (和歌山県知事が被告の代表者となります。) としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
また、この処分の通知を受けた日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第10号様式 (第5条関係)

感 染 症 状 況 等 調 査 報 告 書

第 年 月 日 号

厚生労働大臣 様

和歌山県知事 氏 名

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第8項の規定により、次のとおり報告します。

1 調査年月日	年 月 日から 年 月 日まで
2 当該調査に係る感染症の名称	
3 調査地域	
4 調査結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染原因 ・ 感染症のまん延状況
5 その他	(当該調査の結果とるべきと思慮される措置等)

別記第11号様式 (第6条関係)

健康診断勧告書

第 号
年 月 日

(名前)

保健所長



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。)第 17 条第 1 項(第 45 条第 1 項)の規定により、下記のとおり健康診断を受診する(受診させる)ことを勧告します。

記

1 健康診断を受けるべき者

(1) 住 所

(2) 氏 名

2 健康診断を勧告した理由

3 健康診断を受けるべき期限

年 月 日までに健康診断を受ける(受けさせる)こと。

4 その他

(注) あなたがこの勧告に従わないときは、法第 17 条第 2 項(第 45 条第 2 項)の規定により、当所の職員により健康診断の措置を実施することがあります。

別記第12号様式（第6条関係）

健康診断措置執行書

第 年 月 日 号

(名前)

保 健 所 長 印

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第17条第2項（第45条第2項）の規定により、下記のとおり健康診断の措置を実施します。

記

1 健康診断の措置対象者

- (1) 住 所
- (2) 氏 名

2 健康診断の措置を実施する理由

3 健康診断を行う日時

年 月 日（午前・午後） 時 分から

4 健康診断を行う場所

- (1) 住 所
- (2) 機関名

5 健康診断の方法

6 健康診断を行う職員

- (1) 所属機関名
- (2) 氏 名

7 その他

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

- 2 この処分については、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となります。）としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

また、この処分の通知を受けた日又は当該審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日又は当該審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第13号様式 (第6条関係)

健康診断結果通知書

第 号
年 月 日

様

保健所長



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第17条第2項(第45条第2項)の規定による健康診断の実施結果を下記のとおりお知らせします。

記

1 健康診断の対象者

(1) 住 所

(2) 氏 名

2 健康診断の実施結果

3 健康診断の方法

4 健康診断の実施場所

(1) 住 所

(2) 機関名

5 健康診断の実施日時

年 月 日

6 その他

別記第14号様式(第7条関係)

就業制限通知書

第 号
年 月 日

(名前)

保健所長 印

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「法」という。)第12条の規定による医師の届出があったので、法第18条第1項の規定により下記のとおり通知します。

なお、下記の1に掲げる者は、就業制限の対象となる業務にその期間従事してはなりません。

記

1 対象となる感染症患者

- (1) 住 所
- (2) 氏 名

2 感染症の名称及び当該者の症状

3 診断方法

4 初診年月日及び診断年月日

初診日 年 月 日 診断日 年 月 日

5 就業制限の対象となる業務

6 就業制限の期間

7 その他

(注)

- 1 この通知による就業制限に違反した場合は、法第77条の規定により、50万円以下の罰金に処せられます。
- 2 法第18条第3項の規定により、就業制限の対象者でなくなったことの確認を求めることができます。

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

- 2 この処分については、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告(和歌山県知事が被告の代表者となります。)としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

また、この処分の通知を受けた日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第15号様式 (第7条関係)

就業制限対象外確認請求書

年 月 日

保健所長 様

(請求者)

住 所

氏 名

対象者との関係



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 18 条第 3 項の規定により、
年 月 日付け 第 号による就業制限について、下記の
者がその対象者ではなくなったことの確認を求めます。

記

- 1 対象者の住所及び氏名
 - (1) 住 所

 - (2) 氏 名

- 2 対象感染症の名称

別記第16号様式 (第7条関係)

就業制限対象外確認結果通知書

第 号
年 月 日

様

保健所長



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第3項の規定により、 年 月 日付けであなたから請求のあった就業制限の対象者ではなくなったことの確認について、下記のとおり結果を通知します。

記

- 1 請求対象者の氏名
- 2 確認の内容
- 3 確認の結果
- 4 その他

別記第17号様式 (第7条関係)

就業制限解除通知書

第 号
年 月 日

様

保健所長



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 18 条第 1 項の規定により、 年 月 日付け 第 号で行った就業制限を下記のとおり解除します。

記

1 解除対象者

- (1) 住 所
- (2) 氏 名

2 解除理由

3 その他

別記第18号様式 (第8条関係)

入 院 勸 告 書

第 号
年 月 日

(名前)

保健所長



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第19条第1項（法第26条において準用する場合を含む。）（法第46条第1項）の規定により、下記の者の入院を勧告します。

記

- 1 入院をすべき者
 - (1) 住 所
 - (2) 氏 名
- 2 入院すべき理由
- 3 入院すべき期間
- 4 入院すべき医療機関
 - (1) 住 所
 - (2) 名 称
- 5 その他

(注) この勧告に従わない場合は、法第19条第3項（法第26条において準用する場合を含む。）（法第46条第2項）の規定により、入院の措置をとることがあります。

別記第19号様式 (第8条関係)

入院措置執行書

第 号
年 月 日

(名前)

保健所長 印

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第19条第3項（法第26条において準用する場合を含む。）（法第46条第2項）の規定により、下記のとおり入院の措置をとります。

記

- 1 入院をすべき者
 - (1) 住 所
 - (2) 氏 名
- 2 入院の措置をする理由
- 3 入院をする医療機関
 - (1) 住 所
 - (2) 名 称
- 4 入院する期間
- 5 その他

(注)

- 1 法第22条第1項（法第26条において準用する場合を含む。）（法第48条第1項）の規定により、この入院に係る感染症の病原体を保有していないこと（感染症の病原体を保有していないこと又は当該感染症の症状が消失したこと）（新感染症を公衆にまん延させるおそれがないこと）が確認されたときは、退院できます。
- 2 法第22条第3項（法第26条において準用する場合を含む。）（法第48条第3項）の規定により、入院している患者又はその保護者は、保健所長に対し、当該患者の退院を求めることができます。

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となります。）としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
また、この処分の通知を受けた日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第20号様式 (第8条関係)

入院継続勧告書

第 年 月 日 号

(名前)

保健所長



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「法」という。)第20条第1項(法第26条において準用する場合を含む。)の規定により、下記の者が入院を継続することを勧告します。

記

- 1 入院を継続すべき者
 - (1) 住 所
 - (2) 氏 名
- 2 入院を継続すべき理由
- 3 入院を継続すべき期間
- 4 入院を継続すべき医療機関
 - (1) 住 所
 - (2) 名 称
- 5 その他

(注)

- 1 この勧告に従わない場合は、法第20条第2項(法第26条において準用する場合を含む。)の規定により、継続して入院の措置をとることがあります。
- 2 法第22条第1項(法第26条において準用する場合を含む。)の規定により、この入院に係る感染症の病原体を保有していないこと(感染症の病原体を保有していないこと又は当該感染症の症状が消失したこと)が確認された時は、退院できます。
- 3 法第22条第3項(法第26条において準用する場合を含む。)の規定により、入院している患者又はその保護者は、保健所長に対し、当該患者の退院を求めることができます。

別記第21号様式 (第8条関係)

入院継続措置執行書

第 年 月 日 号

(名前)

保健所長 印

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第20条第2項（法第26条において準用する場合を含む。）の規定により、下記の者を継続して入院させる措置をとります。

記

- 1 入院を継続しなければならない者
 - (1) 住 所
 - (2) 氏 名
- 2 入院を継続する理由
- 3 入院を継続する期間
- 4 入院を継続する医療機関
 - (1) 住 所
 - (2) 名 称
- 5 その他

(注)

- 1 法第22条第1項（法第26条において準用する場合を含む。）の規定により、この入院に係る感染症の病原体を保有していないこと（感染症の病原体を保有していないこと又は当該感染症の症状が消失したこと）が確認されたときは、退院できます。
- 2 法第22条第3項（法第26条において準用する場合を含む。）の規定により、入院している患者又はその保護者は、保健所長に対し、当該患者の退院を求めることができます。

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。また、法第20条第2項（法第26条において準用する場合を含む。）の規定により入院している患者で当該入院の期間が30日を超えるもの又はその保護者は、法第25条第1項の規定により、文書又は口頭で、厚生労働大臣に対して審査請求（再審査請求及び再々審査請求を含みます。）をすることができます。

なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

- 2 この処分については、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となります。）としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

また、この処分の通知を受けた日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第22号様式(第8条関係)

転院措置執行書

(名前) 第 号
年 月 日
保健所長 印

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「法」という。)第19条第5項(法第26条において準用する場合を含む。)(法第20条第3項(法第26条において準用する場合を含む。))・法第46条第3項の規定により、下記の者を転院させる措置をとります。

記

- 1 転院の対象者
 - (1) 住 所
 - (2) 氏 名
- 2 転院先医療機関
 - (1) 住 所
 - (2) 名 称
- 3 入院の期間
- 4 転院理由
- 5 転院方法
- 6 その他

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。また、法第20条第3項(法第26条において準用する場合を含む。)の規定により入院している患者で当該入院の期間が30日を超えるもの又はその保護者は、法第25条第1項の規定により、文書又は口頭で厚生労働大臣に対して審査請求(再審査請求及び再々審査請求を含みます。)をすることができます。

なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

- 2 この処分については、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告(和歌山県知事が被告の代表者となります。)としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

また、この処分の通知を受けた日又は当該審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日又は当該審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第23号様式 (第8条関係)

入院期間延長措置執行書

(名前)

第 号
年 月 日保 健 所 長 

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第20条第4項（法第26条において準用する場合を含む。）（法第46条第4項）の規定により、下記の者の入院期間を延長する措置をとります。

記

- 1 入院期間を延長される者
 - (1) 住 所
 - (2) 氏 名
- 2 入院期間を延長する理由
- 3 延長後の入院期間
- 4 入院する医療機関
 - (1) 住 所
 - (2) 名 称
- 5 その他

(注)

- 1 法第22条第1項（法第26条において準用する場合を含む。）（法第48条第1項）の規定により、この入院に係る感染症の病原体を保有していないこと（感染症の病原体を保有していないこと又は当該感染症の症状が消失したこと）（新感染症を公衆にまん延させるおそれがないこと）が確認されたときは、退院できます。
- 2 法第22条第3項（法第26条において準用する場合を含む。）（法第48条第3項）の規定により、入院している患者又はその保護者は、保健所長に対し、当該患者の退院を求めることができます。

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となります。）としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
また、この処分の通知を受けた日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第24号様式 (第9条関係)

入院措置解除通知書

第 年 月 日
年 月 日

様

保健所長



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第22条第1項（法第26条において準用する場合を含む。）（法第48条第1項）の規定により、 年 月 日付け 第 号による下記の者の当該入院に係る入院措置を解除します。

記

1 入院措置解除対象者

(1) 住 所

(2) 氏 名

2 解除年月日

年 月 日

3 確認年月日

年 月 日

4 解除理由

5 その他

別記第25号様式 (第9条関係)

感染症病原体非保有確認通知書

第 年 月 日

保健所長 様

管理者



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「法」という。)第22条(法第26条において準用する場合を含む。)の規定により、法第19条(法第26条において準用する場合を含む。)又は第20条(法第26条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当病院(診療所)に入院する下記の患者について、当該入院に係る感染症の病原体を保有していないこと又は当該入院に係る感染症の症状が消失したことを確認したので通知します。

記

1 当該患者名

(1) 住 所

(2) 氏 名

2 当該入院の原因となった感染症名

3 確認方法

4 確認年月日

年 月 日

5 入院医療機関名等及び入院日

(1) 所在地

(2) 名 称

(3) 入院日 年 月 日

6 その他

別記第26号様式 (第9条関係)

退 院 請 求 書

年 月 日

保健所長 様

住 所
氏 名 ㊟
対象患者との関係

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。)第 22 条第 3 項(法第 26 条において準用する場合を含む。)(法第 48 条第 3 項)の規定に基づき、下記の者の退院を請求します。

記

- 1 退院請求対象患者
(1) 住 所

(2) 氏 名
- 2 当該患者の感染症名
- 3 入院勧告(措置)年月日

年 月 日
- 4 退院請求の理由
- 5 その他

別記第28号様式 (第10条関係)

審 査 請 求 移 送 通 知 書

第 年 月 日 号

様

和歌山県知事 氏 名 印

年 月 日付けでなされたあなたからの行政不服審査法に基づく審査請求について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第25条第4項（法第26条において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり厚生労働大臣に移送したのでお知らせします。

なお、これにより厚生労働大臣が当該請求に対する裁決を行うこととなります。

記

1 移送の内容

(1) 住 所

(2) 氏 名

2 その他

別記第29号様式 (第11条関係)

病原体汚染場所消毒命令書

第 号
年 月 日

(名前)

保健所長 印

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第27条第1項（第50条第1項）の規定により、下記のとおり感染症の病原体に汚染された（おそれのある）場所の消毒を命じます。

記

- 1 消毒を命じる理由
- 2 消毒を実施すべき日時又は期限
- 3 消毒場所
- 4 消毒方法及び内容
- 5 その他

(注)

- 1 この通知に従わない場合、法第77条の規定に基づき、50万円以下の罰金に処せられます。
- 2 対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒が行えるような方法により行ってください。
- 3 消毒を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意してください。
- 4 消毒の実施に当たっては、保健所と十分相談し、その指示に従ってください。

(教示)

- 1 この処分に対して不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となります。）としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
また、この処分の通知を受けた日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第30号様式 (第11条関係)

病原体汚染場所消毒指示書

第 号
年 月 日

市町村長名

保 健 所 長 印

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第27条第2項（第50条第1項）の規定により、下記のとおり感染症の病原体に汚染された（おそれのある）場所を消毒するよう指示します。

記

- 1 消毒を指示する理由
- 2 消毒を実施すべき日時又は期限
- 3 消毒場所
- 4 消毒方法及び内容
- 5 その他

(注)

- 1 対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒が行えるような方法により行ってください。
- 2 消毒を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意してください。
- 3 消毒の実施に当たっては、保健所と十分相談し、その指示に従ってください。

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となります。）としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

また、この処分の通知を受けた日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第31号様式 (第12条関係)

病原体汚染動物駆除命令書

第 号
年 月 日

(名前)

保健所長 印

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第28条第1項（第50条第1項）の規定により、下記のとおり感染症の病原体に汚染された（おそれのある）ねずみ族、昆虫等の駆除を命じます。

記

- 1 駆除を命じる理由
- 2 駆除を実施すべき日時又は期限
- 3 駆除する区域
- 4 駆除方法及び内容
- 5 その他

(注)

- 1 この通知に従わない場合、法第77条の規定に基づき、50万円以下の罰金に処せられます。
- 2 対象となる場所の状況、ねずみ族又は昆虫等の性質その他の事情を勘案し、十分な駆除が行えるような方法により行ってください。
- 3 駆除を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意してください。
- 4 駆除の実施に当たっては、保健所と十分相談し、その指示に従ってください。

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となります。）としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
また、この処分の通知を受けた日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第32号様式(第12条関係)

病原体汚染動物駆除指示書

第 号
年 月 日

市 町 村 長 名

保 健 所 長 印

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第28条第2項(第50条第1項)の規定により、下記のとおり感染症の病原体に汚染された(おそれのある)ねずみ族、昆虫等の駆除を指示します。

記

- 1 駆除を指示する理由
- 2 駆除を実施すべき日時又は期限
- 3 駆除する区域
- 4 駆除方法及び内容
- 5 その他

(注)

- 1 対象となる場所の状況、ねずみ族又は昆虫等の性質その他の事情を勘案し、十分な駆除が行えるような方法により行ってください。
- 2 駆除を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意してください。
- 3 駆除の実施に当たっては、保健所と十分相談し、その指示に従ってください。

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告(和歌山県知事が被告の代表者となります。)としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
また、この処分の通知を受けた日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第33号様式 (第13条関係)

病原体汚染物件感染予防措置命令書

第 号
年 月 日

(名前)

保健所長 印

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第29条第1項（第50条第1項）の規定により、下記のとおり感染症の病原体に汚染された（おそれのある）物件に係る措置をとるべきことを命じます。

記

- 1 措置を命じる理由
- 2 対象となる物件
- 3 措置を実施すべき日時又は期限
- 4 措置の方法及び内容
- 5 その他

(注)

- 1 この通知に従わない場合、法第77条の規定に基づき、50万円以下の罰金に処せられます。
- 2 対象とする物件の状況、感染症の病原体の性質、次に掲げる措置の基準その他の事情を勘案し、当該物件措置の目的を十分に達成できるような方法により行ってください。
 - (1) 消毒にあつては、消毒薬、熱水消毒、煮沸消毒等により行うこと。
 - (2) 廃棄にあつては、消毒、(3)に規定する滅菌その他の感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な処理をした後に行うこと。
 - (3) 物件措置としての滅菌にあつては、高圧蒸気滅菌、乾熱滅菌、火炎滅菌、科学滅菌、ろ過滅菌等により行うこと。
- 3 消毒及び滅菌にあつては、消毒又は滅菌を行う者の安全、対象となる場所の周囲の地域住民の健康及び環境への影響に留意してください。
- 4 措置の実施に当たっては、保健所と十分相談し、その指示に従ってください。

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となります。）としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

また、この処分の通知を受けた日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第34号様式 (第13条関係)

病原体汚染物件消毒指示書

第 号
年 月 日

市 町 村 長 名

保 健 所 長 印

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第29条第2項（第50条第1項）の規定により、下記のとおり感染症の病原体に汚染された（おそれのある）物件に係る措置を指示します。

記

- 1 措置の理由
- 2 対象となる物件
- 3 措置を実施すべき日時又は期限
- 4 措置の方法及び内容
- 5 その他（完了届の要否等）

(注)

- 1 対象とする物件の状況、感染症の病原体の性質、次に掲げる措置の基準その他の事情を勘案し、当該物件措置の目的を十分に達成できるような方法により行ってください。
 - (1) 消毒にあつては、消毒薬、熱水消毒、煮沸消毒等により行うこと。
 - (2) 廃棄にあつては、消毒、(3)に規定する滅菌その他の感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な処理をした後に行うこと。
 - (3) 物件措置としての滅菌にあつては、高圧蒸気滅菌、乾熱滅菌、火炎滅菌、科学滅菌、ろ過滅菌等により行うこと。
- 2 消毒及び滅菌にあつては、消毒又は滅菌を行う者の安全、対象となる場所の周囲の地域住民の健康及び環境への影響に留意してください。
- 3 措置の実施に当たっては、保健所と十分相談し、その指示に従ってください。

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に和歌山県知事に対して審査請求を行うことができます。

なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となります。）としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

また、この処分の通知を受けた日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第35号様式(第13条関係)

病原体汚染物件感染予防措置執行書

第 年 月 日 号

(名前)

保健所長 印

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第29条第2項(第50条第1項)の規定により、下記のとおり感染症の病原体に汚染された(おそれのある)物件に係る措置を執行します。

記

- 1 措置の理由
- 2 対象となる物件
- 3 措置を実施すべき日時又は期限
- 4 措置の方法及び内容
- 5 措置に携わる人員等
- 6 その他

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告(和歌山県知事が被告の代表者となります。)としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
また、この処分の通知を受けた日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第36号様式 (第13条関係)

物件に係る措置解除通知書

第 号
年 月 日

様

保健所長



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第29条第1項(第50条第1項)の規定により、年 月 日付け 第 号で命じた措置については、当該物件に係る感染のおそれなくなったことを確認したので、下記のとおりこれを解除します。

記

- 1 措置の方法及び内容
- 2 措置の解除理由
- 3 措置を命じた日時又は期限
- 4 その他

別記第37号様式 (第14条関係)

死体の移動制限 (禁止) 命令書

第 号
年 月 日

(名前)

保 健 所 長 印

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号。以下「法」という。) 第30条第1項 (第50条第1項) の規定により、下記のとおり死体の移動を制限 (禁止) することを命じます。

記

1 対象となる死体

(1) 住 所

(2) 氏 名

2 対象となる死体の安置場所

3 措置の内容

4 措置の理由

5 措置の期間

6 その他

(注)

- 1 この通知に従わない場合、法第77条の規定に基づき、50万円以下の罰金に処せられます。
- 2 措置に当たっては、管轄の保健所と十分に相談し、その指示に従ってください。

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告 (和歌山県知事が被告の代表者となります。) としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

また、この処分の通知を受けた日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第38号様式 (第14条関係)

死体の移動制限 (禁止) 解除通知書

第 号
年 月 日

様

保健所長



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号) 第 30 条第 1 項 (第 50 条第 1 項) の規定により、 年 月 日付け 第 号で命じた死体の移動の制限 (禁止) については、当該死体に係る感染のおそれがなくなったことを確認したので、下記のとおりこれを解除します。

記

- 1 解除対象となる死体
 - (1) 住 所
 - (2) 氏 名
- 2 解除対象となる死体の安置場所
- 3 解除の内容
- 4 解除の理由
- 5 その他

別記第39号様式 (第14条関係)

死体の埋葬許可申請書

年 月 日

保健所長 様

住 所
氏 名 (死者との続柄) (印)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第30条第2項ただし書(第50条第1項)の規定により、下記のとおり死体を埋葬する許可を申請します。

記

1 埋葬の許可を求める死体

(1) 住 所

(2) 氏 名

(性別 男・女 生年月日 年 月 日)

2 現在の安置場所

3 当該感染症名

4 死亡年月日及び原因

年 月 日 (により死亡)

5 死亡の場所

6 埋葬の予定日

年 月 日

7 埋葬の場所

8 埋葬の方法及び理由

9 消毒の方法及び内容

10 その他

別記第40号様式(第14条関係)

死体の埋葬許可書

第 号
年 月 日

(名前)

保健所長 印

年 月 日付け 第 号で申請のあった死体の埋葬については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第30条第2項ただし書(第50条第1項)の規定により、下記のとおり条件を付けて許可します。

記

1 許可対象となる死体

- (1) 住 所
(2) 氏 名

(性別 男・女 生年月日 年 月 日)

2 埋葬の予定日

年 月 日

3 埋葬の場所

4 埋葬の方法

5 消毒の方法及び内容

6 その他

(注)

埋葬に当たっては、管轄の保健所と十分に相談し、その指示に従ってください。

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

- 2 この処分については、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告(和歌山県知事が被告の代表者となります。)としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

また、この処分の通知を受けた日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第41号様式（第15条関係）

病原体汚染水使用制限（禁止）命令書

第 号
年 月 日

(名前)

保健所長 印

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第31条第1項（第50条第1項）の規定により、生活の用に供される水について、下記のとおりその使用又は給水を制限（禁止）することを命じます。

記

- 1 対象となる水
- 2 措置の理由
- 3 措置の内容
- 4 措置の期間
- 5 その他

(注)

- 1 この通知に従わない場合、法第77条の規定に基づき、50万円以下の罰金に処せられます。
- 2 これに代わる生活用水の供給については、法第31条第2項の規定により、市町村が行うこととなります。

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となります。）としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
また、この処分の通知を受けた日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第42号様式(第15条関係)

生活用水供給指示書

第 号
年 月 日

市 町 村 長 名

保 健 所 長 印

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第31条第1項(第50条第1項)の規定により、生活用水の使用又は給水の制限(禁止)を行ったので、同法第31条第2項の規定に基づき当該生活用水に代わる水の供給を下記のとおり指示します。

記

- 1 対象となる水
- 2 その管理者名
- 3 措置日
年 月 日付け 第 号による
- 4 措置を行った理由(当該感染症名等)
- 5 措置の内容
- 6 代替生活用水の供給方法
- 7 代替措置の期間
- 8 その他

(注)

代替用水の供給に当たっては、管轄の保健所の指示に従ってください。

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告(和歌山県知事が被告の代表者となります。)としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
また、この処分の通知を受けた日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第43号様式 (第15条関係)

病原体汚染水使用制限 (禁止) 解除通知書

第 号

年 月 日

様

保健所長



年 月 日付け 第 号で行った生活用水の使用又は給水の制限 (禁止) については、当該生活用水による感染のおそれなくなったことを確認したので、下記のとおりこれを解除します。

記

1 解除対象となる水

2 解除の内容

3 その他

別記第44号様式（第16条関係）

汚染建物立入制限（禁止）命令書

第 号
年 月 日

(名前)

保健所長 印

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第32条第1項（第50条第1項）の規定により、下記のとおり建物への立入りを制限（禁止）します。

記

- 1 措置の対象となる建物
- 2 措置の内容
- 3 措置の理由
- 4 措置の期間
- 5 その他

(注)

この通知に従わない場合、法第77条の規定に基づき、50万円以下の罰金に処せられます。

(教示)

- 1 この処分に対して不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に和歌山県知事に審査請求を行うことができます。
なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となります。）としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
また、この処分の通知を受けた日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第45号様式 (第16条関係)

汚 染 建 物 封 鎖 措 置 執 行 書

第 号
年 月 日

(名前)

保 健 所 長 印

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第32条第2項（第50条第1項）の規定により、下記のとおり建物の封鎖等の措置をとります。

記

- 1 措置の対象となる建物
- 2 措置の内容及び方法
- 3 措置の理由
- 4 措置の期間
- 5 その他

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となります。）としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
また、この処分の通知を受けた日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第46号様式 (第16条関係)

汚染建物に係る措置解除通知書

第 号
年 月 日

様

保健所長 

年 月 日付け 第 号で、感染症の予防及び感染症の患者
に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 32 条（第 50 条第 1 項）の規
定による建物に係る措置は、当該建物による感染のおそれなくなったことを確認し
たので、下記のとおり建物に係る措置を解除します。

記

- 1 解除対象となる建物

- 2 解除の内容

- 3 解除の理由

- 4 その他

別記第47号様式（第17条関係）

汚染地域交通制限（遮断）執行書

第 号
年 月 日

(名前)

保健所長 印

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第33条（第50条第1項）の規定により、下記のとおり交通を制限（遮断）します。

記

- 1 措置の対象となる場所又は地域
- 2 措置の内容及び方法
- 3 措置の理由
- 4 措置の期間
- 5 その他

(注)

この通知に従わない場合、法第77条の規定に基づき、50万円以下の罰金に処せられます。

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となります。）としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
また、この処分の通知を受けた日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第48号様式 (第17条関係)

汚染地域交通制限 (遮断) に係る措置解除通知書

第 号
年 月 日

様

保健所長 印

年 月 日付け 第 号で、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年法律第 114 号) 第 33 条 (第 50 条第 1 項) の規定による交通制限 (遮断) については、その必要が認められなくなったので、下記のとおり交通制限 (遮断) を解除します。

記

- 1 交通制限 (遮断) 解除の対象となる場所又は地域

- 2 交通制限 (遮断) 解除の理由

- 3 その他

別記第51号様式の2及び別記第52号様式を次のように改める。

別記第51号様式の2 (第19条関係)

患 者 票										保 健 所 長 印			
公 費 負 担 番 号										1	2	3	
公 費 負 担 医 療 の 受 給 者 番 号										1 薬品名 INH RFP RBT PZA SM EB LYFX KM TH EVM PAS CS DLM 2 1のうち局所療法に用いるもの ()			
交 付 保 健 所 地													
交 付 年 月 日	年 月 日												
患 者	氏 名												
	性 年 月 日	男 女											
住 所													
被 保 険 者 の 別	健保 (本人・家族) 国保 (一般・退職本人・退職家族) 生保 (保護受給中・保護申請中)												
高 齢 者 の 医 療 の 確 保 に 関 する 法 律 に よ る 医 療 の 受 給 資 格	有 ・ 無												
診 療 報 酬	健保の別												
	高齢医療の例 () 協定	年	月	日									
結核指定医療機関 (病院・診療所)	名 称												
	所 在 地												
有 効 期 限	年	月	日										
	日	月	日										
A 化学療法										1 肺 結 核		1 肺虚脱療法 2 空洞直達療法 3 肺切除術	
B 外科的療法										2 結 核 性 膿 胸			
C 骨関節結核の装具療法										3 骨 関 節 結 核			
D A～Cに必要なX線検査及び菌検査、B又はCに必要な処置、その他の治療										4 泌 尿 器 結 核			
E B又はCに必要な収容										5 その他 ()			
E B又はCに必要な収容										日間 (術前)		日間 (術後)	
E B又はCに必要な収容										日間 (術前)		日間 (術後)	

別記第52号様式 (第20条関係)

感染症指定医療機関に係る開設同意書

年 月 日

和歌山県知事 様

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条第2項の規定によ

り、 を

第1種感染症
第2種感染症
結 核

 指定医療機関として指定される

ことについて同意します。

(病院若しくは診療所又は薬局)
所在地

名 称

開設者の住所
(法人の場合は、法人の住所)

開設者の氏名
(法人の場合は、法人の名称並びに
代表者の職名及び氏名)

㊞

別記第54号様式及び別記第55号様式を次のように改める。

別記第54号様式 (第20条関係)

感染症指定医療機関辞退届

和歌山県知事 様

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条第8項の規定によ

り、 年 月 日付で、
〔 第1種感染症
第2種感染症
結 核 〕 指定医療機関の指定を辞退し
ます。

年 月 日

(病院若しくは診療所又は薬局)
所在地

名 称

開設者の住所
(法人の場合は、法人の住所)

開設者の氏名
(法人の場合は、法人の名称並びに
代表者の職名及び氏名)

㊞

別記第55号様式 (第20条関係)

感染症指定医療機関指定取消通知書

(名前)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条第9項の規定によ
り、 の

第1種感染症
第2種感染症
結 核

 指定医療機関としての指定を取り消し
ます。

取消理由

年 月 日

和歌山県知事 氏 名

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となります。）としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
また、この処分の通知を受けた日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。